

保育所の役割

- 1 理念・基本方針

1 - (1) 保育所の理念、事業の目的及び基本方針が周知されている。

-1-(1)- 保育所の理念、事業の目的及び基本方針が職員に共有化されている。

【判断基準】

- a) 保育所の理念、事業の目的及び基本方針が全職員に向けて明示されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保育所の理念、事業の目的及び基本方針が全職員に向けて明示されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育所の理念、事業の目的及び基本方針が職員に向けて明示されていない。

- 2 他機関との連携

2 (1) 他の機関・団体等と連携する体制が整えられている。

-2-(1)- 他の機関・団体等との協力関係が適切に図られている。

【判断基準】

- a) 保育を実施する上で、福祉・医療関係、その他の機関・団体等と連携することの意義について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保育を実施する上で、福祉・医療関係、その他の機関・団体等と連携することの意義について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育を実施する上で、福祉・医療関係、その他の機関・団体等と連携することの意義について保育所の方針が明文化されていない。

- 3 保育所の社会的責任

3 (1) 地域社会における社会的な責任を図るための取り組みを行っている。

-3-(1)- 保育所の専門機能等が地域で活用されるための取り組みをしている。

【判断基準】

- a) 保育所の持っている専門的な知識や能力を地域で活用するための保育所としての方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保育所の持っている専門的な知識や能力を地域で活用するための保育所としての方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育所の持っている専門的な知識や能力を地域で活用するための保育所としての方針が明文化されていない。

3 (2) 保育の内容についての情報提供及び説明が適切に行われている。

-3-(2)- 保育内容に関する情報の提供を行っている。

【判断基準】

- a) 保育内容に関する情報提供の意義・方法等について保育所の方針が明文化されており、情報提供のあり方についての職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保育内容に関する情報提供の意義・方法等について、保育所の方針が明文化されているが、情報提供のあり方について職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育内容に関する情報提供の意義・方法等について保育所の方針が明文化されていない。

-3-(2)- 保育の実施にあたり、保護者等に説明し、同意を得ている。

【判断基準】

- a) 入所に先立って保護者に対して行う重要事項等の説明の意義・方法等が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 入所に先立って保護者に対して行う重要事項等の説明の意義・方法等が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 入所に先立って保護者に対して行う重要事項等の説明の意義・方法等が明文化されていない。

3 (3) 実習生・体験学習の受け入れが適切に行われている。

-3-(3)- 実習生・体験学習の受け入れが効果的に行われている。

【判断基準】

- a) 実習生・体験学習の受け入れに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 実習生・体験学習の受け入れに関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- a) 実習生・体験学習の受け入れに関するマニュアルの整備が十分ではない。

3 (4) ボランティアの受け入れが適切に行われている。

-3-(4)- ボランティアの受け入れに関する基本的な考え方の共通認識が図られている。

【判断基準】

- a) ボランティア受け入れに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) ボランティア受け入れに関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- a) ボランティア受け入れに関するマニュアルの整備が十分ではない。

保育所の運営

- 1 事業計画

1 (1) 保育の質の向上に向けた事業計画を策定している。

-1-(1)- 保育の質の向上を目的とした中・長期的な計画が策定されている。

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた保育所としての中・長期的な計画が策定されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保育の質の向上に向けた保育所としての中・長期的な計画が策定されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育の質の向上に向けた保育所としての中・長期的な計画が策定されていない。

-1-(1)- 中・長期的な計画に基づいて当該年度の事業計画が策定されている。

【判断基準】

- a) 中・長期的な計画に基づいた保育所としての当該年度の事業計画が策定されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 中・長期的な計画に基づいた保育所としての当該年度の事業計画が策定されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 中・長期的な計画に基づいた保育所としての当該年度の事業計画が策定されていない。

- 2 体制及び責任

2 (1) 保育所の運営が適切に行われている。

-2-(1)- 保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。

【判断基準】

- a) 職制・職務分掌について職員ごとの分担や責任の範囲が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 職制・職務分掌について職員ごとの分担や責任の範囲が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 職制・職務分掌について職員ごとの分担や責任の範囲が明文化されていない。

-2-(1)- 引き継ぎは適切に行われている。

【判断基準】

- a) 引継ぎについて保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 引継ぎについて保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 引継ぎについて保育所の方針が明文化されていない。

- 3 経営状況の把握

3 (1) 保育所の経営環境の変化等に適切に対応している。

-3-(1)- 保育所の経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。

【判断基準】

- a) 保育所の経営を取りまく環境や経営状況を分析的に把握して改善に向けた取り組みを行い、かつ経営状況について職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保育所の経営を取りまく環境や経営状況を分析的に把握して改善に向けた取り組みを行っているが、経営状況について職員の共通認識を図る場は設けられていない。
- c) 保育所の経営を取りまく環境や経営状況の分析的な把握も改善に向けた取り組みを行っていない。

- 4 人事管理

4 (1) 人事管理の体制が整備されている。

-4-(1)- 保育の質を確保するための必要な人材に関するプランが確立している。

【判断基準】

- a) 保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制ができており、保育の質の確保と人員体制に関して職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制ができていないが、保育の質の確保と人員体制に関して職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制ができていない。

-4-(1)- 人事考課が明確かつ客観的な基準により行われている。

【判断基準】

- a) 定期的な人事考課を実施しており、客観性・公平性・透明性を確保するための工夫や、職員の納得を得るための仕組みを整備している。
- b) 定期的な人事考課を実施しているが、客観性・公平性・透明性を確保するための工夫がなされていない。
- c) 定期的な人事考課を実施していない。

4 (2) 職員の就業環境に配慮がなされている。

-4-(2)- 職員の就業環境や意向を把握し職員をサポートする仕組みが構築されている。

【判断基準】

- a) 職員の就業環境や意向を定期的に把握し、かつ就業環境に問題がある場合には改善に向けて職員をサポートする仕組みが構築されている。
- b) 職員の就業環境や意向を定期的に把握しているが、問題があっても改善したり職員をサポートする仕組みが構築されていない。
- c) 職員の就業環境や意向を把握していない。

-4-(2)- 福利厚生事業に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 県単共済や福利厚生センター等の福利厚生事業に加入しており、かつ組織として独自の福利厚生事業を明文化しており、職員に説明する場を設けている。
- b) 県単共済や福利厚生センター等の福利厚生事業に加入しているが、組織として独自の福利厚生事業を明文化していない。
- c) 県単共済や福利厚生センター等の福利厚生事業に加入していない。

保育の内容

- 1 子どもの権利擁護

1 (1) 子どもの人権に配慮している。

-1-(1)- 子どもの最善の利益について共通認識を図る体制ができている。

【判断基準】

- a) 児童の権利条約等、権利擁護に関する情報を周知し、子どもの最善の利益について、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 児童の権利条約等、権利擁護に関する情報を周知しているが、子どもの最善の利益について、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 児童の権利条約等、子どもの権利擁護に関する情報を周知していない。

-1-(1)- 子どもとの不適切な関わりを防止するための取り組みを行っている。

【判断基準】

- a) 子どもとの不適切な関わりを防止するための保育所としてのマニュアルが整備されており、具体的な事例を分析し、何が言葉による脅かし、虐待等であるかについて共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもとの不適切な関わりを防止するための保育所としてのマニュアルが整備されているが、具体的な事例を分析し、何が言葉による脅かし、虐待等であるかについて共通認識を図る場は設けられていない。
- c) 子どもとの不適切な関わりを防止するための保育所としてのマニュアルの整備が十分ではない。

-1-(1)- 保育所内虐待等（拘束、暴言、暴力、無視、放置等）に備えた対応方法が定められている。

【判断基準】

- a) 保育所内における虐待等について禁止事項・罰則規定が明文化され、虐待等が行われたり疑われたりした場合の対応策が定められている。
- b) 保育所内における虐待等について禁止事項・罰則規定が明文化されているが、虐待等が行われたり疑われたりした場合の対応策は定められていない。
- c) 保育所内における虐待等について禁止事項・罰則規定が明文化されていない。

1 (2) 子どもの自尊心に配慮している。

-1-(2)- 基本的な生活習慣や生理現象に関して、子どもの心を傷つけないよう配慮している。

【判断基準】

- a) それぞれの生活習慣や家庭環境に配慮した、子どもの心を傷つける言動とは何かについての保育所の方針が明文化されており、具体的事例を含め職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) それぞれの生活習慣や家庭環境に配慮した、子どもの心を傷つける言動とは何かについての保育所の方針が明文化されておらず、具体的な方針を含め職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) それぞれの生活習慣や家庭環境に配慮した、子どもの心を傷つける言動とは何かについての保育所の方針が明文化されていない。

1 - (3) プライバシーに配慮した保育所運営を行っている。

-1-(3)- プライバシーの保護が適切に行われる体制ができている。

【判断基準】

- a) プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報の取り扱いに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報の取り扱いに関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報の取り扱いに関するマニュアルの整備が十分ではない。

1 (4) 苦情解決ができる体制が適切である。

-1-(4)- 保護者からの苦情解決についての運用体制ができている。

【判断基準】

- a) 苦情解決の運用については、マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 苦情解決の運用については、マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 苦情解決の運用については、マニュアルの整備が十分ではない。

- 2 養護に関わるねらい及び内容

2 - (1) 『生命の保持』に関する援助が適切である。

-2-(1)- 『生命の保持』に関する援助が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 『生命の保持』に関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。
- b) 『生命の保持』に関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。
- c) 『生命の保持』に関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。

2 (2) 『情緒の安定』に関する援助が適切である。

-2-(2)- 子どもの『情緒の安定』を図るための援助が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 子どもの『情緒の安定』を図ることに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。
- b) 子どもの『情緒の安定』を図ることに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。
- c) 子どもの『情緒の安定』を図ることに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。

2 (3) 子どもが心地よく過ごすことのできる生活環境に配慮している。

-2-(3)- 子どもが心地よく落ち着いて生活できるような環境づくりの取り組みを行っている。

【判断基準】

- a) 子どもにとって温かな親しみとくつろぎの場となるような保育室の雰囲気・環境作りについて保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもにとって温かな親しみとくつろぎの場となるような保育室の雰囲気・環境作りについて保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子どもにとって温かな親しみとくつろぎの場となるような保育室の雰囲気・環境作りについて保育所の方針が明文化されていない。

- 2 - (4) 食事の援助が適切である。

-2-(4)- 職員間の連携を図り、給食内容の向上などに努めている。

【判断基準】

- a) 子どもの心身の発達における給食のもつ意味について保育所の方針が明文化されており、給食担当者と保育士の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもの心身の発達における給食のもつ意味について保育所の方針が明文化されているが、給食担当者と保育士の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子どもの心身の発達における給食のもつ意味について保育所の方針が明文化されていない。

-2-(4)- 子ども一人ひとりの状況に応じた食事に配慮している。

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方について保育所の方針が明文化されていない。

2 (5) 排泄の援助が適切である。

-2-(5)- 子どもに対する排泄の援助が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの状況に配慮した排泄の援助について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子ども一人ひとりの状況に配慮した排泄の援助について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子ども一人ひとりの状況に配慮した排泄の援助について保育所の方針が明文化されていない。

- 2 - (6) 子どもの睡眠に関する援助が適切に行われている。

-2-(6)- 子どもの睡眠に関する環境づくりに配慮している。

【判断基準】

- a) 落ち着いて睡眠できるような雰囲気作りや安全で清潔な睡眠時の環境づくりについて保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 落ち着いて睡眠できるような雰囲気作りや安全で清潔な睡眠時の環境づくりについて保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 落ち着いて睡眠できるような雰囲気作りや安全で清潔な睡眠時の環境づくりについて保育所の方針が明文化されていない。

- 3 教育に関わるねらい及び内容

3 (1) 子どもの『健康』に関する援助が適切である。

-3-(1)- 『健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う』ための援助が適切である。

【判断基準】

- a) 『健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。
- b) 『健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。
- c) 『健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。

3 (2) 『人間関係』に関する援助が適切である。

-3-(2)- 『自立心を育て、人と関わる力を養う』ための援助が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 『他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。
- b) 『他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。
- c) 『他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。

3 (3) 『環境』に関する援助が適切に行われている。

-3-(3)- 『周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもって関わる』ことができるような援助が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 『周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。
- b) 『周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。
- c) 『周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。

3 (4) 『言葉』に関する援助が適切に行われている。

-3-(4)- 『言葉』に関する援助が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 『経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。
- b) 『経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。
- c) 『経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。

3 (5) 『表現』に関する援助が適切である。

-3-(5)- 『表現』に関する援助が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 『感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。
- b) 『感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。
- c) 『感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。

- 4 保育の実施上の配慮事項

4 - (1) 子ども一人ひとりの状況や意向を尊重している。

-4-(1)- 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するための保育所の方針が明文化されていない。

-4-(1)- 子どもの主体性を育てるための配慮を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの主体性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもの主体性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子どもの主体性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されていない。

4 - (2) 子どもの社会性を育てるための援助が適切である。

-4-(2)- 子どもの社会性を育てるための配慮を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの社会性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもの社会性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- c) 子どもの社会性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されていない。

4 (3) 性差への配慮をしている。

-4-(3)- 性差の先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような援助を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもに対して性差に基づいた不適切な関わりを防止するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもに対して性差に基づいた不適切な関わりを防止するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子どもに対して性差に基づいた不適切な関わりを防止するための保育所の方針が明文化されていない。

4 (4) 国籍や文化の違いに対する配慮をしている。

-4-(4)- 国籍や文化の違いに配慮した援助を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの国籍や文化による生活習慣の違いに対する援助の仕方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもの国籍や文化による生活習慣の違いに対する援助の仕方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- c) 子どもの国籍や文化による生活習慣の違いに対する援助の仕方について保育所の方針が明文化されていない。

4 (5) 乳児保育の実施が適切である。

-4-(5)- 乳児保育のための環境が整備されている。

【判断基準】

- a) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルを整備し、関係する職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルは整備されているが、関係する職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルが整備されていない。

-4-(5)- 乳児保育のための個別援助計画が適切に作成されている。

【判断基準】

- a) 家庭調査票等に基づいて乳児一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化され、関係する職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 家庭調査票等に基づいて乳児一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化されているが、関係する職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 家庭調査票等に基づいて乳児一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化されていない。

- 5 障害のある子どもの保育

5 (1) 障害のある子どもの保育の実施が適切である。

-5-(1)- 障害のある子どもの保育のための個別援助計画が適切に策定されている。

【判断基準】

- a) 障害等、特別な援助を必要とする子ども一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 障害等、特別な援助を必要とする子ども一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 障害等、特別な援助を必要とする子ども一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化されていない。

保育の計画及び評価

IV-1 保育課程・指導計画の管理体制

1 (1) 保育課程・指導計画(年間・月案・週案)に関する責任体制が明確である。

-1-(1)- 保育課程・指導計画の作成、実施において責任者が定められている。

【判断基準】

- a) 保育課程・指導計画の作成を統括する担当者及びその実施状況を総合的に管理する責任者を置き、責任者による指導助言の場が定期的かつ必要に応じて設けられている。
- b) 保育課程・指導計画の作成を統括する担当者及びその実施状況を総合的に管理する責任者を置いているが、責任者による指導助言の場が定期的かつ必要に応じて設けられていない。
- c) 保育課程・指導計画の作成を統括する担当者及びその実施状況を総合的に管理する責任者を置いていない。

-1-(1)- 保育課程・指導計画の作成・変更に対応する体制が整備されている。

【判断基準】

- a) 保育課程・指導計画の作成及び変更の必要が生じた場合、責任者に報告される体制が整備されており、その内容について、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保育課程・指導計画の作成及び変更の必要が生じた場合、責任者に報告される体制が整備されているが、その内容について、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育課程・指導計画の作成及び変更の必要が生じた場合、責任者に報告される体制が整備されていない。

IV-2 保育課程・指導計画の策定

2 (1) 子ども一人ひとりの実態に即した指導計画が策定されている。

-2-(1)- 子どもの情報(事実)を把握している。

【判断基準】

- a) 子どもの身体状況や生活状況等の情報を把握するために保育所として家庭調査票等の様式が整備され、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもの身体状況や生活状況等の情報を把握するために保育所として家庭調査票等の様式が整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育所として家庭調査票等の様式が整備されていない。

-2-(1)- 子どもの個別性に配慮した指導計画となっている。

【判断基準】

- a) 3歳以上児の指導計画に個別性に配慮するための欄があり、その意義や方法について職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 3歳以上児の指導計画に個別性に配慮するための欄はあるが、その意義や方法について職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 3歳以上児の指導計画に個別性に配慮するための欄がない。

IV-3 保育の実施

3 (1) 保育の実施にあたり、記録化と話し合いが適切に行われている。

-3-(1)- 保育の実施に関わる記録が整備されている。

【判断基準】

- a) 保育の実施記録のあり方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保育の実施記録のあり方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育の実施記録のあり方について保育所の方針が明文化されていない。

-3-(1)- 保育所における会議内容について職員の共通認識を図る体制が整備されている。

【判断基準】

- a) 保育所における会議の種類（名称）と話し合われる内容等が明文化されており、会議内容について職員の共通認識を図る体制が整備されている。
- b) 保育所における会議の種類（名称）と話し合われる内容等が明文化されているが、会議内容について職員の共通認識を図る体制の整備が十分ではない。
- c) 保育所における会議の種類（名称）と話し合われる内容等が明文化されていない。

3 (2) 保育の実施にあたり各種マニュアルの見直しが行われている。

-3-(2)- 保育の実施にあたり、各種マニュアル類（明文化された方針等を含む）は
検証・見直しがされている。

【判断基準】

- a) 各種マニュアル類（明文化された方針等を含む）について年度ごとの検証・見直しの方法が明文化されており、検証・見直しされた内容について職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 各種マニュアル類について年度ごとの検証・見直しの方法が明文化されているが、検証・見直しされた内容について職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 各種マニュアル類について年度ごとの検証・見直しの方法が明文化されていない。

IV-4 保育課程・指導計画の評価・変更

4-(1) 保育の内容を評価し、その結果により、保育課程・指導計画を見直している。

-4-(1)- 指導計画の種類により評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を見直している。

【判断基準】

- a) 保育所として保育課程・指導計画の具体的な評価方法が明文化されており、評価結果・見直し内容について関係する職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保育所として保育課程・指導計画の具体的な評価方法が明文化されているが、評価結果・見直し内容について関係する職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育所として保育課程・指導計画の具体的な評価方法が明文化されていない。

IV-5 保育の内容等の自己評価

5 (1) 保育の内容等の自己評価が適切に行われている。

-5-(1)- 保育所における自己評価の体制が整備されている。

【判断基準】

- a) 保育内容の自己評価の方法等について保育所の方針が明文化されており、自己評価の意義について職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保育内容の自己評価の方法等について保育所の方針が明文化されているが、自己評価の意義について職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育内容の自己評価の方法等について保育所の方針が明文化されていない。

健康及び安全

- 1 健康管理

1 (1) 健康管理が適切に行われている。

-1-(1)- 子どもの健康管理に関する『保健計画』が適切である。

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理に関する『保健計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもの健康管理に関する『保健計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子どもの健康管理に関する『保健計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されていない。

-1-(1)- アレルギー疾患をもつ子どもに対しては、適切な対応を行っている。

【判断基準】

- a) アレルギーをもつ子どもに対応するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) アレルギーをもつ子どもに対応するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) アレルギーをもつ子どもに対応するための保育所の方針が明文化されていない。

1 (2) 与薬の体制が適切である。

-1-(2)- 与薬が適切に行われるような体制になっている。

【判断基準】

- a) 与薬についてのマニュアルを整備し、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 与薬についてのマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 与薬についてのマニュアルの整備は十分ではない。

- 2 安全管理

2 (1) 事故防止・防犯のための取り組みを行っている。

-2-(1)- 事故防止・防犯のための体制が適切である。

【判断基準】

- a) 保育中に発生した事故（事件）の事例、事故（事件）につながりそうになった事例の分析に基づいた事故防止・防犯のための体制が整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保育中に発生した事故（事件）の事例、事故（事件）につながりそうになった事例の分析に基づいた事故防止・防犯のための体制が整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育中に発生した事故（事件）の事例、事故（事件）につながりそうになった事例の分析に基づいた事故防止・防犯のための体制が整備されていない。

2 - (2) 事故や災害発生時の対応体制が確立している。

-2-(2)- 事故（けが、急病等）や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、職員の共通認識が図られている。

【判断基準】

- a) 事故や災害に適切に対応するためのマニュアルを整備しており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 事故や災害に適切に対応するためのマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 事故や災害に適切に対応するためのマニュアルの整備は十分ではない。

- 3 衛生管理・感染症対策

3 - (1) 衛生管理ならびに感染症対策が適切に行われている。

-3-(1)- 衛生管理に関するマニュアルを整備し、職員の共通認識が図られている。

【判断基準】

- a) 保育所の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルを整備しており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保育所の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育所の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルの整備は十分ではない。

-3-(1)- 感染症・食中毒等への対応は適切である。

【判断基準】

- a) 感染症・食中毒等への対応についてのマニュアルを整備しており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 感染症・食中毒等への対応についてのマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 感染症・食中毒等への対応についてのマニュアルの整備は十分ではない。

- 4 食育

4 - (1) 食育が適切に行われている。

-4-(1)- 食育に関する計画が適切である。

【判断基準】

- a) 『食育の計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 『食育の計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 『食育の計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されていない。

-4-(1)- 食事を楽しくおいしく食べるための工夫をしている。

【判断基準】

- a) 給食を楽しくおいしく食べるための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 給食を楽しくおいしく食べるための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 給食を楽しくおいしく食べるための保育所の方針が明文化されていない。

保護者に対する援助

- 1 保護者との連携

1 (1) 保護者との協力関係が適切に図られている。

-1-(1)- 保護者への情報提供・協力関係が適切である。

【判断基準】

- a) 保護者への情報提供と協力関係を円滑にするための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保護者への情報提供と協力関係を円滑にするための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保護者への情報提供と協力関係を円滑にするための保育所の方針が明文化されていない。

- 2 子育て支援 (相談対応)

2 (1) 入所児童の保護者の育児援助を行っている。

-2-(1)- 保護者からの子育てに関する多様な相談に対応する体制が適切である。

【判断基準】

- a) 入所児童の保護者との情報交換や相談に対応するためのマニュアルを整備しており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 入所児童の保護者との情報交換や相談に対応するためのマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 入所児童の保護者との情報交換や相談に対応するためのマニュアルの整備は十分ではない。

2 - (2) 地域の子育て支援を行っている。

-2-(2)- 地域の子育て家庭を対象とする子育て支援のための取り組みを行っている。

【判断基準】

- a) 地域の子育て支援のための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場を設けられている。
- b) 地域の子育て支援のための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場を設けられていない。
- c) 地域の子育て支援のための保育所の方針が明文化されていない。

2 - (3) 虐待を受けていると疑われる子どもへの対応を行っている。

-2-(3)- 虐待を受けていると疑われる子どもとその保護者に対して、的確かつ早期に対応できる体制になっている。

【判断基準】

- a) 虐待を受けていると疑われる子どもとその保護者への対応マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 虐待を受けていると疑われる子どもとその保護者への対応マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 虐待を受けていると疑われる子どもとその保護者への対応マニュアルの整備は十分ではない。

職員の資質向上

- 1 施設長の責務

1 (1) 施設長の責任が明確にされている。

-1-(1)- 施設長の責任が明示され、説明されている。

【判断基準】

- a) 施設長の責任が明文化されており、職員や保護者に対して説明をしている。
- b) 施設長の責任が明文化されているが、職員や保護者に対する説明はしていない。
- c) 施設長の責任が明文化されていない。

1 (2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

1-1-(2)- 施設長はその専門性等を高め、職員が意欲的に取り組めるような組織作りをしている。

【判断基準】

- a) 施設長は、『保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めており、かつ職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができるような体制』作りをしている。
- b) 施設長は、『保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めており、かつ職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができるような体制』作りはしていない。
- c) 施設長は、『保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努め』ていない。

- 2 職員の研修等

2 (1) 職員の研修体制が確立している。

-2-(1)- 職員の資質向上に関する目標を設定している。

【判断基準】

- a) 職員の知識や技術等の修得に関する具体的な目標を単年度毎に設定しており、担当者を中心にして職員研修を組織的に計画推進するための体制ができている。
- b) 職員の知識や技術等の修得に関する具体的な目標を単年度毎に設定しているが、担当者を中心とした職員研修を組織的に計画推進するための体制ができていない。
- c) 職員の知識や技術等の修得に関する具体的な目標を単年度毎に設定していない。

-2-(1)- 職員の研修ニーズに基づく研修計画を策定している。

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの研修ニーズを把握する機会が設けられ、それに基づいた具体的な研修計画が策定されている。
- b) 職員一人ひとりの研修ニーズを把握する機会が設けられているが、それに基づいた具体的な研修計画は策定されていない。
- c) 職員一人ひとりの研修ニーズを把握する機会が設けられていない。